

【二宮町】 記者発表資料

発表日	令和5年7月14日
担当	子育て・健康課 子育て支援担当課長 野田 尚
連絡先	0463-71-5862

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」 (町独自分) の支給について

町では、食費等の物価高騰等に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯の生活を支援するため、生活支援特別給付金の支給を実施しておりますが、このたびこの給付金に上乗せする形で「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」(町独自分) の支給を開始します。

1. 支給対象者

下記のいずれかに該当し令和5年6月15日時点または同日以降に町内に在住する方(申請不要で自動で振込)

- (1) 令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分) を二宮町から受給した方
- (2) 令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) の受給時に二宮町内に在住している方

【7月13日時点における支給対象】

対象件数：212世帯(357人分)

支給日：7月27日(木)以降、順次振込

※「令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」について、家計急変世帯などに対し令和6年2月29日(木)まで申請を受け付けており、該当の場合はあわせて本給付金(町独自分)も支払われます。

2. 支給金額

対象児童ひとりあたり一律3万円

(従来の給付金とあわせるとひとりあたり合計8万円)